

## 島根県都市計画審議会区域区分専門小委員会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、島根県都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、島根県都市計画審議会区域区分専門小委員会（以下「専門小委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

**第2条** 専門小委員会は、島根県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議決により設置する。

### (所掌事務)

**第3条** 専門小委員会は、都市計画法（平成43年法律第100号）第6条の2第2項第1号に規定する区域区分の有無の決定に関する判断項目及びその基準に関する事項、並びに区域区分を現に廃止又は新規に設定しようとする場合に生じる問題点とその対策に関する事項を審議するものとする。

### (組織)

**第4条** 専門小委員会は、審議会長が指名する条例第2条の委員及び条例第3条の専門委員の若干人をもって組織する。

### (委員長)

**第5条** 専門小委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 専門小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、専門小委員会の調査審議の結果を審議会に報告するものとする。

### (委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長は、必要に応じ関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

### (雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、専門小委員会の運営に関し必要な事項は委員長が専門小委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成12年11月2日から施行する。

この要綱は、令和7年9月3日から施行する。